

第1章 荒川区人権推進指針の改定に当たって

我が国においては、多くの人々の生命が失われた痛ましい戦争を経て、基本的人権の尊重や平和主義を基本原理の一つとする憲法が定められ、その実現に向けて各種の取組が進められてきました。

近年では、「障害者差別解消法」や「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消推進法」、「LGBT 理解増進法」等の個別の人権課題の解決に向けた法整備が進むとともに、国際連合で採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」の達成に向けて、誰一人取り残さない、多様性と包摂性のある社会の実現を目指した取組が、行政、民間を問わず広がりを見せています。

区においては、「人権の世紀」と呼ばれる 21 世紀を迎え、人権の尊重と平和な社会の実現を願い、平成 13 (2001)年に「荒川区人権推進指針」を策定し、全ての人の人権が尊重される地域社会の実現に向けて、区政の各分野で取組を推進してきました。

その一方で、現実の世界では、今なお国際的な紛争や内紛が繰り返されることにより人権や平和が脅かされ、国内では、21 世紀の幕開けから四半世紀が経過した今日においても、女性や子ども、高齢者、障がい者、被差別部落出身者、外国人等に関する様々な人権課題が存在し、インターネット上の人権侵害や性的マイノリティに対する差別等、新たな人権課題も発生している状況にあります。

このような状況の中で、偏見や差別をはじめとする人権課題を解消していくためには、国や都と連携し、区民や各種団体・企業、区政の各分野における具体的な取組をより一層推進していく必要があります。

こうした認識の下で、現行の指針の基本的な考え方は継承しつつ、人権に関する理解を促進するための各種施策をさらに推進し、寛容で温かな地域社会づくりを進めていくため、この度、荒川区人権推進指針を改定することとしました。